

## 鹿児島市多機能複合型スタジアム検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 多機能複合型スタジアムに係る基本的な事項等について意見聴取及び意見交換するため、鹿児島市多機能複合型スタジアム検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 多機能複合型スタジアムに係る基本的な事項に関すること。
- (2) その他多機能複合型スタジアム整備に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員は、次に掲げる者を市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 関係団体等を代表する者
  - (3) 専門的知識又は経験を有している者
  - (4) 本市内の大学生

(任期)

第4条 委員の任期は令和6年3月31日までとする。

(会長等の職務)

第5条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会長は、災害その他の事由により、委員又は前項の委員以外の者（以下「委員等」という。）が会議の開催場所に参集することが困難であると認めるときその他相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又は書面により意見を表明する方法（以下「オンラインによる方法等」という。）により会議を開くことができる。
- 4 オンラインによる方法等で会議に参加した委員等は、会議に出席したものとみなす。

(報償金)

第7条 委員（行政機関の職員を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が定める報償金を支払うことができる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、観光交流局観光交流部スポーツ課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

（要綱の廃止）

2 サッカー等スタジアム整備検討協議会設置要綱（平成29年3月24日制定）は、廃止する。

（経過措置）

3 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議の招集については、観光交流局観光交流部スポーツ課において処理する。